

茨城県事業継続臨時応援金

申請要領

【申請期間】

令和4年12月1日（木）～ 令和5年1月31日（火）（消印締切）

【申請方法】

電子申請又は書面申請

【書面申請郵送先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県事業継続臨時応援金審査デスク 宛

【お問合せ先】

茨城県事業継続臨時応援金相談窓口

電話番号：029-301-2802

受付時間：10時～19時（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

※令和5年2月1日以降は、平日10時～17時

【専用ホームページ】

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/rinjiouenkin.html>



茨城県産業戦略部中小企業課

目次

1	応援金の概要	3 ページ
2	売上高（事業収入）の計算方法	5 ページ
3	支給対象事業者	9 ページ
4	不支給要件	10 ページ
5	申請フォーム・様式	11 ページ
6	申請の特例	14 ページ
7	提出書類	17 ページ

1 応援金の概要

■趣旨

物価高騰等の影響により特に経営環境が悪化している事業者（業種・法人形態は問いません）の事業継続を応援するため実施するものです。

■支給額（申請額）

1 事業者につき 10 万円（一律）※ 1 事業者につき 1 回限りです。

■本応援金に係る用語の定義

「対象期間」

令和 4 年の同期間比で売上高（事業収入）が 20%以上減少していることを算出するために比較する期間のことで、以下のいずれかの期間を申請者が選択します。

	対象期間	令和 3 年の同期間	比較月数
①	令和 4 年 1 月～10 月	令和 3 年 1 月～10 月	10 か月間
②	令和 4 年 1 月～11 月	令和 3 年 1 月～11 月	11 か月間
③	令和 4 年 1 月～12 月	令和 3 年 1 月～12 月	12 か月間

「売上高（事業収入）」

※詳細は、「2 売上高（事業収入）の計算方法」（5 ページ）を確認してください。

確定申告の義務がある法人の場合

- ・法人事業概況説明書における「売上（収入）高」欄に記載された金額

確定申告を実施している個人事業者の場合

- ・個人確定申告書第一表における「収入金額等」の事業欄に記載された金額
- ・個人確定申告書第一表における「収入金額等」の雑欄又は給与欄に記載された業務委託契約等収入（雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務申告上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。ただし、当該収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告した場合に限る。）

確定申告の義務がない法人の場合

- ・対象期間と比較する令和 3 年の期間を含む全ての事業年度の年間の法人の事業からの収入が確認できる書類（知事が認めたもののみ）で確認できる事業収入

確定申告を実施していない個人事業者の場合

- ・市町村民税・道府県民税申告書の様式における「収入金額等」の事業欄に記載された金額

■ 申請方法

「電子申請」又は「書面申請」により申請してください。

□ 電子申請

いばらき電子申請・届出サービスから申請いただけます。

ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/rinjiouenkin.html>



□ 書面申請

- ・申請書に必要事項を記載の上、添付書類とともに表紙の宛先まで送付してください。
- ・審査デスクから連絡する場合がありますので、提出時に必ず控えをお取りください。
- ・電子申請は、添付書類の合計が50MBを超えると申請ができませんので、50MBを超える場合は、原則、紙申請としてください。
- ・申請内容の確認のため、追加書類の提出や説明をお願いする場合があります。
- ・申請書及び添付書類は返却しませんので、確定申告書等の添付書類の原本は送付しないでください。
- ・簡易書留又はレターパックなど、送付物の追跡ができる方法で送付してください。

■ 審査・支給・不支給

- ・審査の結果、適正と認められた場合に、応援金を申請者が指定する口座へ振り込みます。振込をもって支給決定の通知と代えさせていただきますので、支給決定の通知は発送いたしません。予めご了承ください。振込名は、「イバラキケンチュウシヨウキギョウ」です。
- ・審査の結果、要件を満たさない等の理由により応援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定の通知を発送します。
- ・審査結果についてのお問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。

■ その他・留意事項

- ・申請内容に不備がある場合は、不備の修正を依頼します。軽微な不備（誤字等）については、審査担当者が職権により修正いたします。
- ・書類の不備等があり、申請者に連絡・確認がとれない期間又は申請者が不備修正に応じない期間が30日間続いた場合には、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・応援金の事務処理を円滑に進めるため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・白色申告の申請者又は所得税青色申告決算書（農業所得用）により青色申告を行っている個人事業者が、年間売上高を按分して対象期間の売上高を算出する場合等において、対象期間の売上高に1円未満の端数が出る場合は、端数を切り上げて売上高を算出してください。
- ・応援金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支給決定を取り消します。既に支給した応援金については、受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金と併せて返還していただきます。
- ・不正受給と判断された場合、申請者名及び屋号等の公表や告訴等の措置をとる場合があります。
- ・後日、対象期間をその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え、個人確定申告書第一表の控え（青色申告書の場合は、所得税青色申告決算書の控えも含む）等を提出いただく場合があります。

2 売上高（事業収入）の計算方法

法人、個人事業者の別及び確定申告書の有無により、以下のとおり計算してください。

ただし、いずれの場合も、消費税が加算されている場合や、国や県から支給された給付金や補助金、助成金などが加算されている場合には、その金額を差し引いた金額を「売上高（事業収入）」として申告してください。

また、対象期間中に入院、事業所の改装その他事業者の都合により売上が0円となる月がある場合は、当該月以外の月平均売上高に対象期間の月数を乗じた額が、対象期間の売上高となります（8ページ参照）。

■法人の場合

令和3年の売上高（事業収入）は、法人事業概況説明書の「18 月別の売上高等の状況」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額の合計。

例）令和3年1月～12月を対象期間（令和4年1月～12月）と比較する場合

月別 の 売 上 高 等 の 状 況	売上（収入）金額		仕 入 金 額		外 注 費	人 件 費	源泉徴収 税 額	従事 員 数
	千円	千円	千円	千円				
18 月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
計								
期 の 実 績								
19 当 成								

■青色申告の個人事業者の場合（所得税青色申告決算書（農業所得用）により青色申告を行っている個人事業者を除く）

令和3年の売上高（事業収入）は、所得税青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び収入金額」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額の合計。

例）令和3年1月～12月を対象期間（令和4年1月～12月）と比較する場合

■ 令和 0 年分

フリガナ
氏 名

○月別売上(収入)金額及び仕入金額			○給料賃金の内訳		
月	売上(収入)金額	仕入金額	氏 名	年齢	従事月数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
家事消費等 雑収入					
計					

提出用
(令和二年分以降用)

■白色申告の個人事業者及び所得税青色申告決算書（農業所得用）により青色申告を行っている個人事業者の場合

令和3年の売上高（事業収入）は、所得税確定申告書第一表「収入金額等」の「事業」（営業等＋農業）欄に記載の金額を事業月数（12 か月）で除した月平均売上高に対象期間の月数を乗じた金額。

（例：収入金額 240 万円、令和4年1月～10月の売上高と比較する場合）

$$240 \text{ (万円)} \times 10/12 \text{ (か月)} = 200 \text{ (万円)}$$

（例：収入金額 240 万円、令和4年1月～11月の売上高と比較する場合）

$$240 \text{ (万円)} \times 11/12 \text{ (か月)} = 220 \text{ (万円)}$$

（例：収入金額 240 万円、令和4年1月～12月の売上高と比較する場合）

$$240 \text{ (万円)} \times 12/12 \text{ (か月)} = 240 \text{ (万円)}$$

税務署長 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

FA2200

住所	個人番号	生年月日	
フリガナ	氏名		
職業	屋号・番号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
(単位は円)			
種類	青色	分離	国出
損失	修正	特典	特選
整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯	電話番号

収入金額等	事業等	⑦		課税される所得金額 (12-20)又は第三表上の⑩に対する税額又は第三表の⑩	⑩	000
	業農	⑧			⑪	
	不動産	⑨		配当控除	⑫	
	利子	⑩			⑬	
	配当	⑪			⑭	00
	給与	⑫		政党等寄附金等特別控除	⑮	
	公的年金等	⑬		住宅耐震改修特別控除等	⑯	
	雑業務	⑭		引当所得税額	⑰	
	その他	⑮		災害減免額	⑱	
	繰上譲渡	⑯		再差引所得控除(基準所得税額)	⑲	
短期	⑰		復興特別所得税額 (43×2.1%)	⑳		
長期	⑱		所得税及び復興特別所得税の額 (10+44)	㉑		
一時	㉒					

第一表 (令和二年分以降用)

■業務委託契約等の収入を主たる収入として雑所得・給与所得の収入に計上している個人事業者の場合
 令和3年の売上高（事業収入）は、所得税確定申告書第一表「収入金額等」の雑・給与所得欄に記載の金額のうち、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入の金額を事業月数（12か月）で除した月平均売上高に対象期間の月数を乗じた金額。

■確定申告の義務がない法人の場合
 令和3年の売上高（事業収入）は、対象期間と比較する令和3年の期間を含む全ての事業年度の年間の法人の事業からの収入が確認できる書類（知事が認めたもののみ）（※）で確認できる事業収入。
 ※特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人においては正味財産増減計算書等の法令等において作成が義務付けられている書類 等

■確定申告をしておらず、住民税の申告書を提出する個人事業者の場合
 令和3年の売上高（事業収入）は、住民税申告書「1 収入金額等」の「事業」欄に記載のある金額（営業等又は農業）を事業月数（12か月）で除した月平均売上高に対象期間の月数を乗じた金額。

(例：収入金額 240 万円、令和4年1月～10月の売上高と比較する場合)
 240 (万円) × 10/12 (か月) = 200 (万円)

(例：収入金額 240 万円、令和4年1月～11月の売上高と比較する場合)
 240 (万円) × 11/12 (か月) = 220 (万円)

(例：収入金額 240 万円、令和4年1月～12月の売上高と比較する場合)
 240 (万円) × 12/12 (か月) = 240 (万円)

令和 年度分 市町村民税 申告書

表

第五号の四様式表面（第二条関係）

市町村長殿	現住所		整理番号	
	1月1日現在の住所		業種又は職業	
	フリガナ		電話番号	
	氏名		個人番号	
提出年月日	年 月 日	生年月日	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名
				続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円	事業	営業等	ア	
社会保険料				業	農業	イ	
控除				1	不動産	ウ	
	合計				利子	エ	
⑭	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円		配当	オ	
生命保険料					給与	カ	
控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円		公的年金等	キ	
					業務	ク	
	介護医療保険料の計		円		その他	ケ	
⑮	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円				
地震保険料控除							
⑰～⑲	⑰ 寡婦控除	⑱ 勤労学生控除					
	(寡婦)	(学校名)					

◇対象期間中に入院、事業所の改装又は事業者の都合により売上が0円となる月がある場合◇
(法人及び個人事業者共通)

対象期間中に入院、事業所の改装又は事業者の都合により売上が0円となる月がある場合は、売上が0円の月を除いた月平均売上高に対象期間の月数を乗じた金額を対象期間の売上高(事業収入)とします。(以下参照)

例) 長期間の入院により営業が出来ず、令和4年2月の売上が0円で対象期間が1月～10月の場合

申請書に記載する対象期間の売上高

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	対象期間の売上高
売上0がある場合の計算方法	50万	0	40万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	100万	544万 4,440円
通常	50万	0	40万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	100万	490万円

- ① 1月～10月の売上高を、売上0円の2月を除いた月数(9か月)で除して月平均売上高を算出。
490(万円) ÷ 9(か月) = 544,444(円)
- ② ①で算出した月平均売上高に対象期間の月数を乗じて対象期間の売上高を算出。
544,444(円) × 10(か月) = 5,444,440(円)
- ①で算出した月平均売上高に対象期間の月数(10か月)を乗じて対象期間の売上高(事業収入)を算出。②を対象期間の売上高(事業収入)として使用してください。

3 支給対象事業者

応援金の支給対象は、以下に掲げる要件を全て満たし、「4 不支給要件」に該当しない事業者です。要件に該当するか、申請前によくご確認ください。

- (1) 対象期間の売上高（事業収入）が、令和3年の同期間の売上高（事業収入）と比べて20%以上減少していること。
- (2) 法人については、申請時点において、茨城県内に本店、本社又は主たる事務所を有し、かつ、令和3年において法人税の納税地を茨城県内としていること（確定申告の義務がない法人の場合は、茨城県内に主たる事務所を有すること）。
- (3) 個人事業者については、申請時点において、茨城県内に居住し、かつ、令和3年において所得税の納税地を茨城県内としていること。
- (4) 応援金の受給後も茨城県内で事業を継続すること。
- (5) 令和3年1月から12月までの売上高（事業収入）が120万円以上であること。
- (6) 令和3年1月から12月までの売上高（事業収入）のほかに、収入（給与、年金、不動産、利子等）がある個人事業者の場合は、売上高（事業収入）の比率が50%以上であること。
- (7) 農業者（日本標準産業分類における大分類がA 農業、林業に区分される事業者のうち、小分類011 耕種農業（きのご類の栽培を除く）及び小分類012 畜産農業に区分される事業者。）については、次のいずれかの経営体であること。
 - ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体）
 - イ 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4に基づき、国並びに県又は市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体）
 - ウ 基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体）
 - エ 農業法人（会社法に基づく会社法人又は有限会社であって主に農業を営む事業者、農業協同組合法に基づく農事組合法人）
- (8) 学校法人及び準学校法人については、主たる事務所が茨城県内に所在し、かつ、令和4年度に私立高等学校等経常費補助金、学校法人立専修学校運営費補助金又は学校法人立インターナショナルスクール運営費補助金のいずれかの補助金の交付対象となる法人であること。

4 不支給要件

以下の（１）から（１０）のいずれかに該当する場合は、応援金の支給対象外となります。

- （１）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号。以下「条例」という。） 第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者
- （２）代表者又は役員のうち条例第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等（また、上記内容に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾する）
- （３）国及び法人税法別表第 1 に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）
- （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- （５）政治団体
- （６）宗教上の組織又は団体
- （７）中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する大企業者
- （８）主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- （９）暴力団等が実質的に経営を支配する者
- （１０）前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

5 申請フォーム・様式

(1-1) 申請者情報（法人の場合）

No.	項目	内容
1	法人名	・法人名を記載してください（フリガナも記載）。
2	代表者職・氏名	・法人の代表者の職氏名を記載してください（フリガナも記載）。
3	業種（日本標準産業分類）	<p>・日本標準産業分類上の業種から、該当する業種を1つ選択してください。</p> <p>※なお、水産関係事業者については、以下を参考に業種を選択してください。</p> <p>・水産加工業 ⇒E 製造業</p> <p>・遊漁船業 ⇒N 娯楽業</p> <p>・水産業協同組合（連合会）、農業協同組合（JA） ⇒Q 複合サービス事業</p>
4	本店所在地	・登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
5	担当者氏名	・審査の際に事務局から問合せを行う際の担当となる方の氏名を記載してください。
6	電話番号（連絡先）	・連絡担当者の電話番号を記載してください。
7	法人番号	・法人番号を記載してください。

(1-2) 申請者情報（個人事業者の場合）

No.	入力内容	内容
1	申請者氏名	・申請者の氏名を記載してください（フリガナも記載）。
2	業種（日本標準産業分類）	<p>・日本標準産業分類上の業種から、該当する業種を1つ選択してください。</p> <p>※なお、水産関係事業者については、以下を参考に業種を選択してください。</p> <p>・水産加工業 ⇒E 製造業</p> <p>・遊漁船業 ⇒N 娯楽業</p> <p>・水産業協同組合（連合会）、農業協同組合（JA） ⇒Q 複合サービス事業</p>
3	申請者住所	<p>・申請者の住所を記載してください。</p> <p>・証拠書類の身分証の写しに記載されている住所と一致している必要があります。</p>
4	生年月日	・申請者の生年月日を記載してください。
5	屋号	・屋号・雅号を記載してください。

6	電話番号 (連絡先)	・申請者の連絡先電話番号を記載してください。 (日中連絡のつく番号)
---	---------------	---------------------------------------

(2) 振込先口座情報

番号	入力内容	内容
1	金融機関名	金融機関名／金融機関コードを入力してください。
2	支店番号	支店名／支店番号を入力してください。
3	口座種別	普通又は当座から選択してください。
4	口座番号	口座番号を入力してください。
5	口座名義人	申請者名と一致するもの。

※振込先の口座は、必ず申請者本人（法人の場合は法人）名義の口座としてください。

※屋号のみの名義は不可。

(3) 売上高（事業収入）

No.	入力内容	内容
1	売上高を比較する 期間	売上高の比較に用いる期間を選んでください。 ※新規開業等の特例（14 ページ）を使う場合は、開業日の翌日が 属する月から10月、11月又は12月までの期間を記載してくだ さい（令和3年1月から9月までの間に開業している場合に限 る）。
2	選択した期間の売 上高（事業収入） ※売上高に消費税 及び行政等からの 補助金等が含まれ ている場合は、控 除して記載。	<p>(A) 令和4年の売上高（事業収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上の欄で選択した期間における令和4年の売上高（事業収入）を 記載してください。 <p>(B) 令和3年の売上高（事業収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択した期間における令和3年の売上高（事業収入）を記載して ください。 ・原則として確定申告の数字を基に記載してください。 ・以下の場合は、それぞれ指定する金額を記載してください <ul style="list-style-type: none"> ■白色申告を行っている又は住民税申告書を提出する個人事業者 ⇒年間売上÷12か月×選択した期間の月数 ■主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 ⇒年間業務委託契約等収入÷12か月×選択した期間の月数 <p>※令和3年1月以降に開業した方は14ページ参照</p>

3	売上の減少率(%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ $(B - A) \div B \times 100 =$ の計算式で求められる減少率です。 ・ 減少率が20%以上である必要があります。 ・ 小数点以下は切り捨ててください。
4	令和3年1月～12月の売上高(事業収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高に消費税及び行政等からの補助金等が含まれている場合は、控除した金額を記載してください。 ・ 上記金額を控除した上で120万円以上であることが要件となります。

※No.2の売上高の記載に当たっては、「2 売上高(事業収入)の計算方法」5ページ以降)を参照してください。

(6) 宣誓・同意事項

申請の際、申請書に記載の内容について、宣誓・同意することが必要となります。
必ず全項目にチェックをしてください。

6 申請の特例

■新規開業等の特例

以下①～③の特例を用いる場合は、次の書類を提出してください。

- ・開業日、事業承継日、所在地、法人化後の代表者等が確認できる書類
(履歴事項全部証明書、開業・廃業等届出書 など)
- ・令和3年において、決算月の関係で確定申告期限が到来していない場合は、基準年の売上を証明する書類(確定申告する予定の月次の事業収入が証明できる売上台帳等の書類)

①令和3年1月から9月までの間に新規開業した場合

※開業日の翌日が属する月から令和3年10月、11月又は12月までの月平均売上高に対象期間の月数を乗じた額を令和3年の売上高(事業収入)としてください。対象期間の売上高(事業収入)と比較して20%以上減少している場合に支給対象となります。

※ただし、令和3年1月～9月までに開業しており、令和3年の売上高(事業収入)が月平均10万円以上であることが条件となります。

(例：令和3年9月30日に新規開業し、対象期間を令和4年1月～10月にする場合)

令和3年

10月	11月	12月	月平均売上高	令和3年の売上高
100万	150万	200万	150万	1,500万

開業日の翌日が属する10月以降の月平均売上高が10万円以上であるため支給対象

$$450 \text{ (万円)} \div 3 \text{ (か月)} = 150 \text{ (万円)} \text{ (月平均売上高)}$$

$$150 \text{ (万円)} \times 10 \text{ (か月)} = 1,500 \text{ (万円)} \text{ (令和3年の売上高)}$$

申請書に記載する
令和3年の売上高

令和4年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	対象期間の売上高
50万	50万	50万	100万	100万	100万	200万	200万	100万	100万	1,050万

20%以上減少しているため、支給対象

②令和3年1月から9月までの間に茨城県外から茨城県内への移転開業をした場合

※県内移転前の売上は除外し、県内移転日を含む月の翌月から令和3年10月、11月又は12月までの月平均売上高に対象期間の月数を乗じた金額を令和3年の売上高（事業収入）としてください。対象期間の売上高（事業収入）と比較して20%以上減少している場合に支給対象となります。

※ただし、令和3年1月～9月までに移転開業又は本店若しくは主たる事務所を移転登記しており、令和3年の売上高（事業収入）が月平均10万円以上であることが条件となります。

(例：令和3年8月15日に県内移転し、対象期間を令和4年1月～10月にする場合)

県内移転日を含む8月の翌月である9月以降の月平均売上高が10万円以上であるため支給対象

令和3年

9月	10月	11月	12月	月平均売上高	令和3年の売上高
50万	50万	100万	200万	100万	1,000万

$$400 \text{ (万円)} \div 4 \text{ (か月)} = 100 \text{ (万円)} \text{ (月平均売上高)}$$

$$100 \text{ (万円)} \times 10 \text{ (か月)} = 1,000 \text{ (万円)} \text{ (令和3年の売上高)}$$

令和4年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	対象期間の売上高
50万	50万	50万	100万	100万	100万	100万	100万	50万	50万	750万

20%以上減少しているため、支給対象

③令和3年1月から対象期間までの間に事業承継又は法人化した場合

※申請日までに事業承継又は法人化した場合でも、事業の業態や所在地等が事業承継等前と実質的に同様であると知事が認める場合には、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者が事業を行っていた期間を対象期間及び令和3年の同期間に含めて売上高を比較することができます。

※事業承継等前の実績を利用することにより、対象期間は通常どおり選択可能です。

※新規開業特例との併用は出来ません。

(例：令和4年6月1日に事業承継（又は法人化）し、対象期間を令和4年1月～10月にする場合)

令和3年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	令和3年の売上高
50万	50万	50万	100万	200万	200万	100万	50万	50万	100万	950万

承継（法人化）前の事業者

令和4年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	対象期間の売上高
50万	50万	50万	50万	100万	100万	50万	50万	100万	100万	700万

承継（法人化）前の事業者

承継（法人化）後の事業者

20%以上減少しているため、支給対象

令和3年の売上高は、承継（法人化）前の事業者の売上高を利用し、対象期間の売上高についても、承継（法人化）前の事業者の実績と承継（法人化）後の事業者の実績を利用して比較を行う。

■ 証拠書類の特例

- ・ 令和3年の確定申告の義務がない場合その他知事が認める事由により提出できない場合は、令和3年の対象期間と同期間をその期間内に含む全ての事業年度の年間の法人事業収入が確認できる書類（特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務付けられている書類 等）により代替することができます。
- ・ 申請者が個人事業者であって、令和3年の確定申告の義務がない場合、その他知事が認める事由により、確定申告に係る証拠書類（個人確定申告書第一表の控え、青色決算申告書の控え等）を提出できない場合は、令和3年の年間売上高が120万円以上であり、かつ、令和3年1月から12月までの売上（事業収入）が令和3年1月から12月までの全収入額の50%以上である場合に限り、当該年分の住民税申告書類の控えで代替することができます。

7 提出書類

■法人の場合（中小企業、その他法人）

No.	書類の名称	内容
1	申請書兼誓約書	■申請書兼誓約書（様式第1号）
2	・対象期間と比較する令和3年の期間の確定申告書類の写し （年度をまたぐ場合は2年度分）	<p>■確定申告書別表1の控え</p> <p>■法人事業概況説明書の控え【両面・2枚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表1の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合には受付日時が印字）されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。受信通知がない場合は、納税証明書（その2所得金額用）を提出してください。
3	対象期間（令和4年1月から10月、11月又は12月まで）の売上高確認書	■対象期間（令和4年1月から10月、11月又は12月まで）の売上高確認書（様式第3号）
4	申請者名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）	<p>■法人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援金の振込先となる口座の通帳の写しを添付してください。 ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人（カナ名）が確認できるよう提出してください。 ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。
5	【対象者のみ】必要に応じて提出	<p>■新規開業又は県内移転した場合※申請特例による追加書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書の写し <p>■確定申告の義務がない法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動計算書（特定非営利活動法人）、事業活動収支計算書（学校法人）、事業活動計算書（社会福祉法人）等の、法令等において作成が義務付けられており、かつ、令和3年1月～12月の売上高（事業収入）が確認できる書類の写し

■個人事業者の場合

No.	書類の名称	内容
1	申請書兼誓約書	■申請書兼誓約書（様式第2号）

2	<p>・令和3年の確定申告書類の写し</p>	<p>■確定申告書第一表の控え（令和3年分） （個人番号の記載がある場合は消してください。）</p> <p>■青色申告決算書の控え【2枚（1・2ページ）】</p> <p>※青色申告の場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合第一表には受付日時が印字）されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」の添付が必要です。受信通知がない場合は、納税証明書（その2所得金額用）を提出してください。 ・確定申告書に收受受付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を提出してください。
3	<p>対象期間（令和4年1月から10月、11月又は12月まで）の売上高確認書</p>	<p>■対象期間（令和4年1月から10月、11月又は12月まで）の売上高確認書（様式第3号）</p>
4	<p>本人確認書類の写し</p>	<p>■運転免許証（両面）、健康保険証（両面）、個人番号カード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名がはっきりと判別できる形で提出してください。 ・申請を行う日において有効なもの、かつ、記載された住所が申請者住所と同一のものである必要があります。
5	<p>振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）</p>	<p>■申請者名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援金の振込先となる口座の通帳の写しを添付してください。 ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人（カナ名）が確認できるよう提出してください。 ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。
6	<p>【対象者のみ】 必要に応じて提出</p>	<p>■農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合のみ）、又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合のみ）</p>

7	<p>【対象者のみ】 業務委託等の収入が確認できる書類</p>	<p>■任意様式</p> <p>主たる収入を雑所得・給与所得で申告している個人事業者は以下の資料も併せて提出してください。</p> <p>①申請者が雇用者でないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書（申請者が被雇用者ではないことを証明できる書類）</p> <p>②支払者の発行する源泉徴収票又は支払調書</p> <p>③業務委託契約等に係る収入があった事を示す本人名義の通帳の写し</p> <p>※①は提出必須です。②③はどちらか片方を提出してください。</p> <p>例) 業務委託契約書 (①) 及び源泉徴収票 (②) を提出・・・○ 業務委託契約書 (①) 及び通帳の写し (③) を提出・・・○ 源泉徴収票 (②) 及び通帳の写し (③) を提出・・・・・・×</p>
8	<p>【対象者のみ】 必要に応じて提出</p>	<p>■住民税申告書類の写し (個人番号の記載がある場合は消してください。)</p> <p>・確定申告をしていない場合に提出</p> <p>■開業・廃業届の写し※申請特例による追加書類 (個人番号の記載がある場合は消してください。)</p>